

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

第104期

(2021年4月1日から)
2022年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

東京特殊電線株式会社

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.totoku.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,925	801	12,672	△173	15,226
当期変動額					
剩余金の配当			△404		△404
親会社株主に帰属する当期純利益			2,335		2,335
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		7	8
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		216			216
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	217	1,930	7	2,155
当期末残高	1,925	1,018	14,603	△165	17,381

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	516	132	△163	485	387	16,098
当期変動額						
剩余金の配当				—		△404
親会社株主に帰属する当期純利益				—		2,335
自己株式の取得				—		△0
自己株式の処分				—		8
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—		216
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58	421	5	368	△199	169
当期変動額合計	△58	421	5	368	△199	2,324
当期末残高	457	553	△157	853	188	18,423

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5 社

(2) 主要な連結子会社の名称

東特(浙江)有限公司
PT. TOTOKU INDONESIA
株式会社トクデンプロセル
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.

(3) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1 社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

東特巻線株式会社

(3) 主要な持分法非適用の関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、東特(浙江)有限公司、PT. TOTOKU INDONESIA及びTTI LAGUNA PHILIPPINES INC.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

②棚卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法

金型は残存価額をゼロとする定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～38年

機械装置及び運搬具 5～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）による定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②業績運動報酬引当金

監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役を除く）および執行役員に対して支給する金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②小規模企業等における簡便法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社では電線・デバイス製品の製造販売を主たる事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。また、一部の取引においては、財又はサービス提供を他の当事者によって手配する履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品又は製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

履行義務を充足する通常の時点において、商品又は製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の範囲内で行うことにしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理により、有効性の評価を省略しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、契約で特定された財又はサービス提供に、本人取引として、対価の総額で収益を認識していた一部の取引について、財又はサービス提供を他の当事者によって手配する履行義務である場合には、代理人取引として、対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識することとしております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

加えて、当社及び連結子会社は、輸出販売において、従来は主に船積時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は317百万円減少し、売上原価は313百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円減少しております。また、1株当たり情報に与える影響は軽微であり、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

III. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、資産、負債、収益及び費用の報告額は経営者による会計上の見積りにより影響されます。見積りの算定の基礎となる仮定は、過去の経験及び入手可能な情報を収集し、報告期間の末日現在において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者による最善の判断に基づいております。

連結計算書類に重要な影響を与える会計方針を適用する過程で経営者が行った判断に関する情報は、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 512百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異係る重要な繰延税金資産を計上しております。過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がありますが、当連結会計年度末においては、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、当期の課税所得の推移等を勘案して、将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

主要な仮定

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリングについては、以下の仮定に基づいております。

当社グループは、過去の中期計画の達成状況や、今後の事業計画数値を検証した結果、将来3年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の課税所得は事業計画数値に基づき算定しております。そして、当社グループは、グループ各社が過去における事業計画に対する実績の達成状況を評価したうえで、事業計画を策定しております。また、当社グループが直面する市場は、通信インフラ、モビリティ、小型トランジ、基板・半導体検査装置市場等、幅広く、多岐に亘ります。そのため、それぞれの製品品目毎に当社グループの基本戦略によりターゲット市場を定め、その市況を分析しております。そのうえで、製品品目毎に今後のそれぞれの製品の供給先となる市場の成長、市場価格、経済情勢等の仮定を置き、製品の供給先に対する受注予測やそのフォーキャストを入手し、売上及び損益の見込みを作成しております。

さらにグループとしての相乗効果や製品品目間の整合性を慎重に検討したうえで、実現可能性のある事業計画として取締役会で承認されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループでは、製品品目によって状況は異なるものの、前連結会計年度から新型コロナウイルス感染症影響前と同等の状況に急速に回復しており、その影響はこれ以上大きくなないと仮定しております。その他、銅価格の高騰などのリスクが挙げられますが、事業計画算出の際には、これらの想定されるリスクや、将来の改善活動による生産性の改善や原価低減の効果等、入手可能な情報をできる限り織り込み、将来の課税所得の見積りの基となった事業計画が信頼性を有するに至るものと判断しております。

しかし一方で、新型コロナウイルス感染症のもたらす影響や終息時期に関しては、いまだ不透明で予測することが困難であるため、5G関連市場の拡大の動向や自動車市場の回復の状況等、経済情勢により将来にて変動する可能性があります。

翌連結会計年度への影響

当該仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の状況や、市場が当社グループの想定する範囲を超える変化をすることにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

IV. 収益認識基準に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	電線	ヒータ	デバイス	合計
顧客との契約から生じる収益	7,948	4,996	7,976	20,921
その他の利益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,948	4,996	7,976	20,921

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当該年度及び翌年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,100
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,438
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	26
契約負債（期末残高）	64

顧客との契約から生じた債権の内訳は、受取手形307百万円、電子記録債権247百万円、売掛金3,883百万円であります。

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、26百万円であります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(根) 抵当権を設定している資産

建物及び構築物	554百万円
土地	136百万円
計	691百万円

上記に係る債務の内容

短期借入金	144百万円
1年内返済予定の長期借入金	27百万円
長期借入金	72百万円
計	244百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,539百万円

3. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 4百万円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

6,808,788株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	202百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	202百万円	30円	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	336百万円	50円	2022年3月31日	2022年6月29日

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する方針としております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合には、その判定をもって有効性の評価を省略する方針としております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,137	1,137	—
資産計	1,137	1,137	—
長期借入金	1,134	1,135	0
負債計	1,134	1,135	0
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△0	△0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△0	△0	—

※ 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注 1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	252

上記市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(注 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,137	—	—	1,137
資産計	1,137	—	—	1,137
デリバティブ取引	—	△0	—	△0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,135	—	1,135
負債計	—	1,135	—	1,135

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

第三者から入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,707円63銭
1株当たり当期純利益	346円77銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,925,000	—	—	203,521	9,250,973	9,454,494
当期変動額						
剩余金の配当					△404,268	△404,268
利益準備金の積立				40,426	△40,426	—
当期純利益					1,910,380	1,910,380
自己株式の取得						
自己株式の処分		879	879			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	879	879	40,426	1,465,685	1,506,112
当期末残高	1,925,000	879	879	243,947	10,716,659	10,960,607

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△168,562	11,210,932	207,515	207,515	11,418,447
当期変動額					
剩余金の配当		△404,268			△404,268
利益準備金の積立		—			—
当期純利益		1,910,380			1,910,380
自己株式の取得	△415	△415			△415
自己株式の処分	7,900	8,779			8,779
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△74,792	△74,792	△74,792
当期変動額合計	7,485	1,514,477	△74,792	△74,792	1,439,685
当期末残高	△161,076	12,725,410	132,723	132,723	12,858,133

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

金型は残存価額をゼロとする定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 業績連動報酬引当金

監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役を除く）および執行役員に対して支給する金銭の給付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。また、未認識過去勤務費用及び数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類とは異なります。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社では電線・デバイス製品の製造販売を主たる事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。また、一部の取引においては、財又はサービス提供を他の当事者によって手配する履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品又は製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

履行義務を充足する通常の時点において、商品又は製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、契約で特定された財又はサービス提供に、本人取引として、対価の総額で収益を認識していた一部の取引について、財又はサービス提供を他の当事者によって手配する履行義務である場合には、代理人取引として、対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識することとしております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受取引等において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

加えて、当社は、輸出版売において、従来は主に船積時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められ

た貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項または書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は97,688千円減少し、売上原価は97,688千円減少しております。また、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、資産、負債、収益及び費用の報告額は経営者による会計上の見積りにより影響されます。見積りの算定の基礎となる仮定は、過去の経験及び入手可能な情報を収集し、報告期間の末日現在において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者による最善の判断に基づいております。

計算書類に重要な影響を与える会計方針を適用する過程で経営者が行った判断に関する情報は、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 629,176千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当該事項については連結注記表のⅢと同一となります。

IV. 収益認識基準に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		11,416,154千円
2. 保証債務		
関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。		
(1) 保証総額		
PT. TOTOKU INDONESIA	(2,600千U.S.\$)	318,266千円
東特(浙江)有限公司	(2,000千U.S.\$)	244,820千円
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	(5,000千U.S.\$)	612,050千円
		1,175,136千円
(2) うち当社負担分		
PT. TOTOKU INDONESIA	(2,600千U.S.\$)	318,266千円
東特(浙江)有限公司	(1,565千U.S.\$)	191,641千円
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	(4,100千U.S.\$)	501,881千円
		1,011,788千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		470,146千円
短期金銭債務		662,360千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	496,039千円
仕入高	1,610,393千円
営業取引以外の取引高	314,722千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	69,357株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	256千円
退職給付引当金	549, 523千円
減損損失	153, 646千円
関係会社株式評価損	145, 675千円
未払賞与	85, 930千円
固定資産償却限度超過額	5, 803千円
ゴルフ会員権評価損	4, 218千円
未払事業税	16, 511千円
その他	31, 546千円
繰延税金資産小計	993, 114千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△306, 404千円
評価性引当額小計	△306, 404千円
繰延税金資産合計	686, 710千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△57, 533千円
繰延税金負債合計	△57, 533千円
繰延税金資産の純額	629, 176千円

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	古河電気工業(株)	被所有 直接57.2%	製品の販売	製品の販売	112,051	売掛金	33,669
			原材料の受給	原材料の受給	138,525	未払金	9,334
			原材料等の購入 グループ保険加入 役員の兼任	原材料等の購入	1,066,627	買掛金	481,388

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)トクデンプロセル	所有 直接100%	製品の販売 役員の兼任	製品の販売	134,259	売掛金	49,497
子会社	東特(浙江)有限公司	所有 直接100%	製品の販売 製品等の購入 債務保証 役員の兼任	製品の販売	190,859	売掛金	39,077
				配当金の受取	309,573	未収入金	295,173
				製品等の購入	106,964	買掛金	12,431
				銀行借入に対する債務保証	191,641	—	—
子会社	PT. TOTOKU INDONESIA	所有 直接100%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金の貸付	70,000	短期貸付金	35,000
				資金の回収	128,750	長期貸付金	35,000
				利息の受取	375	—	—
				銀行借入に対する債務保証	318,266	—	—
子会社	TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	所有 直接87.7% 間接12.3%	債務保証 役員の兼任	銀行借入に対する債務保証	501,881	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。
- (3) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (4) 債務保証については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,907円90銭

1株当たり当期純利益

283円50銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。